

南監公第1号

令和元年7月5日から7月26日までの間において、10日間にわたり実施した令和元年度第一回定期監査の結果を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき公表する。

令和元年8月7日

南関町監査委員 繁松 哲也
南関町監査委員 打越 潤一

南監第 17 号
令和元年8月7日

南 関 町 長	佐 藤 安 彦 様
南関町議会議長	橋 永 芳 政 様
南関町教育長	谷 口 慶志郎 様
選挙管理委員会委員長	伊 藤 秀 文 様
農業委員会会長	竹 島 久 利 様

南関町監査委員 繁松 哲也
南関町監査委員 打越 潤一

令和元年度第一回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第10条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

令和元年度第一回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第2条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

令和元年7月5日から7月26日までの間において、10日間にわたり別表「実施日程」のとおり実施した。

2. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 平成30年度決算状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和元年度予算執行計画及び実施状況について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出書類

- (ア) 平成30年度執行状況に関する調べ（様式1号、様式2号）
- (イ) 職員の配置及び事務分担表（様式3号）（令和元年7月1日現在）
- (ウ) 職員の現員調（様式4号）（令和元年7月1日現在）
- (エ) 令和元年度主な事務事業の年間計画とその執行状況調（様式5号）
- (オ) 平成30年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (カ) 収入未済額（滞納状況調）（ただし、該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか
- (3) 関係諸帳簿は、整理されているか
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか
- (5) 職員の配置及び事務分担が適正になされているか

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では、「収入未済の理由」、歳出については、「執行率が85%に達していない科目の理由」また、「流用、充用に至った理由」について等別添資料により詳細な説明を受けた。

併せて、令和元年度の主な事務事業の年間計画とその執行状況の説明を受けた。

5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、予算の執行を含め、関係諸帳簿とも概ね良好な事務処理がなされていると認められた。

平成30年度は、依然として国の財政状況は厳しさの一途にあるが、町財政は厳しいながらも健全な運営がなされている。

(1) 共通的事項

予算の執行状況について

平成30年度は4月に大幅な人事異動でヒトが動き、前年度から平成30年度につながる事業の動き、また、第二回定期監査(平成31年1月から2月実施)と第一回定期監査(令和元年7月実施)までの年間のつながりと動きを重点ポイントとして決算状況を監査した。

やむを得ない繰越事業や流用・充用があるものの、概ね良好に執行されていた。

(2) 収入・支出事務

① 収入未済額について

平成30年度末における収入未済額(現年分及び滞納繰越分)は、次のとおりである。

町税	553件	12,081,771円(対前年比 29.7%減)
国民健康保険税	286件	26,690,719円(対前年比 19.8%減)
公営住宅使用料	22件	3,858,910円(対前年比 4.0%増)
定住促進住宅使用料	3件	989,030円(対前年比 2.2%増)
駐車場使用料(公営住宅)	1件	150円(対前年比 皆増)
駐車場使用料(定住促進)	1件	14,000円(対前年比 600.0%増)
専用水道使用料	99件	272,960円(対前年比 4.1%増)
下水道使用料	314件	1,100,850円(対前年比 3.3%減)
浄化槽使用料	42件	342,310円(対前年比 50.0%増)
児童福祉費負担金(保育料)	33件	812,800円(対前年比 2.1%増)
介護保険料	321件	3,193,358円(対前年比 26.2%増)
後期高齢者医療保険料	20件	257,600円(対前年比 41.9%増)
計	1,695件	49,614,458円(対前年比 17.7%減)

各担当課において、滞納徴収の努力の結果、滞納額の減少に至っているところであるが、滞納額は依然として高額であり、徴収体制を更に強化し、各課が連携しそれぞれの滞納額の減少に努められたい。

町民の町徴収金の公平、公正な納付という見地から、また、貴重な自主財源でもあり、より一層の徴収率の向上を図る必要がある。

② 不納欠損について

町税・国民健康保険税等の不納欠損が下記のとおり多額に行われたことについては、やむを得ない理由があるものと思料されるものの、納税相談や実態調査を更に強化して、時効中断等法的措置を十分行い安易に不納欠損処理に至らないよう努めるべきである。

i 地方税法第18条第1項(消滅時効:時効5年)の規定に基づくもの

・町税	7件	169,741円(対前年比 84.4%減)
・国民健康保険税	1件	12,200円(対前年比 94.7%減)

ii 執行停止に係るもの・18条の1

・町税	8件	249,317円(対前年比 566.7%増)
-----	----	------------------------

	・国民健康保険税	9件	382,331円	(対前年比 50.3%減)
iii	地方税法第15条の7第4項 (執行停止：時効3年) の規定に基づくもの			
	・町税	78件	3,360,760円	(対前年比 499.7%増)
	・国民健康保険税	50件	7,854,639円	(対前年比 253.7%増)
iv	地方税法第15条の7第5項 (即時消滅) の規定に基づくもの			
	・町税	10件	177,159円	(対前年比 59.6%減)
	・国民健康保険税	0件	0円	(対前年比 皆減)
v	介護保険法第200条第1項 (時効2年) の規定に基づくもの			
	・介護保険料	18件	578,688円	(対前年比 12.6%減)
vi	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定に基づくもの			
	・後期高齢者医療保険料	2件	8,500円	(対前年比 62.9%減)
vii	地方自治法第236条第1項 (時効5年) の規定に基づくもの			
	・保育所運営費負担金	0件	0円	(対前年比 皆減)
	計	183件	12,793,335円	(対前年比 84.8%増)

③ 予算の流用・充用について

緊急性もありやむを得ない場合に限りという原則を徹底し、極力補正予算での対応に努めると共に、当初予算要求時に充分配慮すべき点が考えられる。

(3) 財産管理・施設管理事務

① 財産管理について

普通財産の払い下げが5件(722,000円)行われた。今後も、払い下げ可能な物件は財産処分を行うべきである。

② 施設管理について

全体的に建物及び周辺整備については、一部指導する箇所もあったが、概ね良好に管理されていた。

(4) その他の事項

帳票・帳簿類については、その都度、担当者へ指摘を行い改善を指導した。

(別 表)

実 施 日 程

期 日	午 前	午 後	
7月5日 (金)	まちづくり課	議会事務局	会計課
9日 (火)	福 祉 課		
10日 (水)	保健センター・包括支援センター・南町民センター		
11日 (木)	教育課 (図書館含む) ・給食センター		
12日 (金)	第一小学校・第二小学校・第三小学校・第四小学校・中学校		
22日 (月)	税 務 住 民 課		
23日 (火)	建 設 課		
24日 (水)	農業委員会 ・ 経 済 課		
25日 (木)	総 務 課		
26日 (金)	各施設・総務課	各 施 設	
30日 (火)	監査結果の取りまとめ		
31日 (水)	監査結果の取りまとめ		

※各施設等

7月26日 (金)

(午前) 火葬場・定住促進住宅・

(午後) 海洋センター・浄化センター・ふれあい広場・ 交流センター・農就センター

南監公第1号

令和2年1月20日から2月7日までの間において、14日間にわたり実施した令和元年度第二回定期監査の結果を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき公表する。

令和2年2月18日

南関町監査委員 繁松 哲也

南関町監査委員 打越 潤一

南 監 第 4 3 号
令和2年2月18日

南 関 町 長	佐 藤 安 彦 様
南関町議会議長	橋 永 芳 政 様
南関町教育長	谷 口 慶志郎 様
選挙管理委員会委員長	伊 藤 秀 文 様
農業委員会会長	竹 島 久 利 様

南関町監査委員 繁松 哲也
南関町監査委員 打越 潤一

令和元年度第二回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第10条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

令和元年度第二回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第2条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

令和2年1月20日から2月7日までの間において、14日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

2. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 令和元年度予算の執行状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和元年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出資料

- (ア) 令和元年度予算執行状況に関する調（様式1号・様式2号）
- (イ) 令和元年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画調（様式5号）
- (ウ) 令和元年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (エ) その他必要と思われる説明資料
- (オ) 収入未済額（滞納状況）調（但し、該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか。
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか。
- (3) 関係諸帳簿は整理されているか。
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか。

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では未収金の収納時期等、歳出については、執行率70%以下の科目について監査対象課等の担当者より詳細な説明を受けた。併せて今後の決算見込みについて、事務事業の執行計画を基に説明を受けた。

5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果、事業及び予算執行は、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。

国庫・県支出金等の交付金も財政上厳しさを増しており、自主財源の比率向上が今後の課題である。

町税等の収納率も年度末に向け、滞納繰越分も含めたより一層の収納率向上に取り組むべきである。

今後もお一層の厳しい財政運営が続くものと思われ効率的かつ適正な予算執行に努められたい。

(1) 共通的事項

① 滞納金の整理について

令和元年12月31日現在における町税等の滞納繰越分収入未済額は、42,481,409円（前年同期50,569,556円）となっている。

担当課においては、滞納処分等法的手続きにより収納努力が伺える。しかしながら滞納額は依然として高額であり、現年度分の収納と併せて滞納額の減少を図る必要がある。

② 流用・充用について

流用・充用については、緊急でやむを得ないものであるが、出来る限り補正予算の議決を得ての執行を図られたい。

(2) 施設管理について

各施設について、概ね良好に管理されていた。しかし、一部施設において補修・改修等を要するものが見受けられた。

(別 表)

監 査 の 実 施 日 程

期 日	午 前	午 後
1月20日(月)	福 祉 課	
1月21日(火)	福 祉 課	保健センター・地域包括支援センター
1月22日(水)	教 育 課 (図書館含む)	
1月24日(金)	第四小学校	農業委員会
1月27日(月)	第三小学校	まちづくり課
1月28日(火)	建 設 課	
1月29日(水)	給食センター〈検食含む〉	中 学 校
1月30日(木)	第二小学校	第一小学校
1月31日(金)	税 務 住 民 課	
2月 3日(月)	経 済 課	
2月 4日(火)	総 務 課	
2月 5日(水)	総 務 課	南町民センター
2月 6日(木)	議会事務局・会計課	取りまとめ
2月 7日(金)	取りまとめ	